

障害福祉サービス
(居宅介護、重度訪問介護)
重要事項説明書

一般社団法人あんど
居宅介護事業所あんど

指定居宅介護訪問 重要事項説明書

(令和7年12月10日)

当事業所は指定障害福祉サービスを受けています
(指定事業者番号 2510700582)

当事業所は、要支援状態となった場合においても可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活が継続できる様に生活機能の維持または向上を目指し、必要な日常生活を助けます。そのことにより、ご本人またはご家族の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びにご本人・ご家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

*当サービスのご利用は、原則として支給決定の結果、認定された方が対象となります

●○目次○●

1. 事業者
2. 事業者の概要
3. 施設・設備の概要
4. 事業実施地域及び営業時間
5. 職員の配置状況
6. 当事業所が提供するサービスと利用料金
7. サービス利用の中止・変更・追加
8. 居宅介護計画
9. 苦情の受付
10. 緊急時及び事故発生時の対応
11. 感染症及び非常災害対策
12. 個人情報の取り扱い
13. 身体拘束の禁止
14. 人権擁護及び虐待防止
15. 衛生管理
16. 損害賠償
17. その他

1.事業者

法人名	一般社団法人 あんど
法人所在地	滋賀県守山市下之郷三丁目 13 番 11 号
電話番号	077-509-1663
代表者名	河崎寛子
設立年月日	令和 3 年 9 月 28 日

2.事業所の概要

事業者の種類	居宅介護、重度訪問介護 指定事業所番号 2510700582 (指定日：令和 4 年 1 月 1 日)
事業所の名称	居宅介護事業所あんど
事業所の所在地	滋賀県守山市下之郷三丁目 13 番 11 号
電話番号	080-7283-1163
代表者	河崎寛子
開設年月日	令和 4 年 1 月 1 日
利用定員	39 名
運営方針	① ご本人が有する能力に応じて、可能な限り自立した日常生活を営む事ができるように、指定障害福祉サービス事業の居宅介護（以下、「指定居宅介護」という。）、重度訪問介護（以下、「指定重度訪問介護」という。）の提供を行います。 ② ご本人の意思及び人格を尊重し、常にご本人の立場に立った指定居宅介護、指定重度訪問介護（以下、「指定居宅介護等」）の提供を行います。 ③ 障害者総合支援法その他諸法令の定めるところに従い、指定居宅介護等の提供を行います。

3.施設・設備の概要

事務室	1 室
相談室	1 室
消防設備	消火器・火災報知器

4.事業実施地域及び営業時間

通常の事業実施地域	守山市・栗東市・野洲市・草津市・湖南市
事業所営業日時	電話受付時間：月曜日～金曜日 8 時 30 分～17 時 30 分 (祝日は休業 12/31～1/3 休業) インターネット受付：365 日 24 時間受付 但し、返信は営業時間になる場合あり
サービス提供日時	月曜日～土曜日 8 時 30 分～21 時 00 分

5.職員の配置状況

職種	常勤換算	指定基準	事業内容
管理者	1名	2.5名以上	業務の総括・ヘルパーの管理及び業務管理
サービス提供責任者	1名		相談業務・介護計画の作成・ヘルパーの管理指導等
ヘルパー			食事や入浴・排せつ・受診などの介助

6.当事業所が提供するサービスと利用料金

①当事業所では、以下のサービスを提供します。

- (1) 利用料金が自立支援給付から給付される場合
- (2) 利用料金の金額をご本人に負担していただく場合があります。

(1) 自立支援給付の給付対象となるサービス

<サービスの概要>

種別	サービスの概要
健康チェック	ご利用前に健康チェックを行い、サービスの可否を判断します。
身体介護	食事介助、排泄介助、入浴・清拭介助、その他日常生活を営むために必要な介助を行います。
家事援助	調理、洗濯、掃除、その他日常生活に必要な物品の買い物を行います。預貯金の引き出し、預け入れは行いません。
通院等介助	通院等又は官公署並びに相談事業所内での室内外における移動等の介助（公的手続き又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために利用する場合に限る）または通院先での受診等の手続き、移動等の介助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする方へ、居宅において入浴・排せつ・食事等の介護サービスや調理・洗濯・掃除等の家事援助、その他の生活全般にわたる見守り、移動中の介護等の支援を行います。
障害福祉サービス事業者等との連携	指定居宅介護の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者

	等」という。)との密接な連携に努めるものとします。
--	---------------------------

<サービス利用料金（1回あたり）>

基本料金

☆身体介護

所要時間	単位	基本利用料(円)	利用者負担額(円)
30分未満の場合	256	2,560	256
30分以上1時間未満の場合	404	4,040	404
1時間以上1時間30分未満の場合	587	5,870	587
1時間30分以上2時間未満の場合	669	6,690	669
2時間以上2時間30分未満の場合	754	7,540	754
2時間30分以上3時間未満の場合	837	8,370	837
3時間以上の場合	921 ^{*1}	9,210	921

*1：所要時間3時間から計算して所有時間30分増すごとに83単位を加算した単位数となります。

☆家事援助

所要時間	単位	基本利用料(円)	利用者負担額(円)
30分未満の場合	106	1,060	106
30分以上45分未満の場合	153	1,530	153
45分以上1時間未満の場合	197	1,970	197
1時間以上1時間15分未満の場合	239	2,390	239
1時間15分以上1時間30分未満の場合	275	2,750	275
1時間30分以上の場合	311 ^{*2}	3,110	311

*2：所要時間1時間30分から計算して所有時間15分増すごとに35単位を加算した単位数

☆通院等介助（身体介護を伴う）

所要時間	単位	基本利用料(円)	利用者負担額(円)
30分未満の場合	256	2,560	256
30分以上1時間未満の場合	404	4,040	404
1時間以上1時間30分未満の場合	587	5,870	587
1時間30分以上2時間未満の場合	669	6,690	669
2時間以上2時間30分未満の場合	754	7,540	754
2時間30分以上3時間未満の場合	837	8,370	837
3時間以上の場合	921 ^{*3}	9,210	921

*3：所要時間3時間から計算して所有時間30分増すごとに83単位を加算した単位数となります。

☆通院等介助（身体介助を伴わない）

所要時間	単位	基本利用料(円)	利用者負担額(円)
30分未満の場合	106	1,060	106
30分以上1時間未満の場合	197	1,970	197
1時間以上1時間30分未満の場合	275	2,750	275
1時間30分以上の場合	345*4	3,450	345

*4：所要時間3時間から計算して所有時間30分増すごとに69単位を加算した単位数となります。

☆重度訪問介護

所要時間	単位	基本利用料(円)	利用者負担額(円)
1時間未満の場合	186	1,860	186
1時間以上1時間30分未満の場合	277	2,770	277
1時間30分以上2時間未満の場合	369	3,690	369
2時間以上2時間30分未満の場合	461	4,610	461
2時間30分以上3時間未満の場合	553	5,530	553
3時間以上3時間30分未満の場合	644	6,440	644
3時間30分以上4時間未満の場合	736*5	7,360	736

*5：4時間を超える場合については、次のとおりの所要時間に応じた単位数となります。

4時間以上8時間未満：821単位に30分を増すごとに85単位を加算した単位数

8時間以上12時間未満：1505単位に30分を増すごとに85単位を加算した単位数

12時間以上16時間未満：2184単位に30分を増すごとに81単位を加算した単位数

16時間以上20時間未満：2834単位に30分を増すごとに86単位を加算した単位数

20時間以上24時間未満：3520単位に30分を増すごとに80単位を加算した単位数

*自己負担額は、地域区分6級地（10.36）に該当しますので1.036を乗じた額となります。計算上端数に誤差が生じることもあります。

*2人介助を必要とする場合は、2人分の利用料を申し受けします。

*福祉サービス受給者証に変更のあった場合は、速やかに申し出をお願いいたします。

(2) 自立支援給付費の給付対象とならないサービス

①食材の購入費

②日常生活上必要となる諸費用実費

② サービス利用料金のお支払い方法

前記、(1)の利用料金は1か月毎に計算してご請求致します（月末締め）。翌月末日までに下記のいずれかの方法でお支払いください。

①自動口座引き落とし（引き落とし手数料は、ご利用者様負担となります。）

- ②銀行振り込み（振込手数料は、ご利用者様負担となります）
- ③現金支払い

7.サービス利用の中止・変更・追加

- ①利用予定日の前に、ご本人の都合により指定居宅介護等サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、サービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。
- ②利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になっての利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご本人の体調不良等の正当な事由がある場合はこの限りではありません。
 利用予定日の前日までに申し出があった場合：無料
 利用予定日の前日までに申し出がなかった場合：当日料金の10%（自己負担相当額）
- ③サービスの利用変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご本人の希望される期間にサービスの提供が出来なかった場合、他の利用可能日をご本人に提示して協議します。

8.居宅介護計画等

指定居宅介護等サービスは、1人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、ご本人の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえてサービスを提供するものです。

事業者は、ご本人の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、ご本人とその家族と協議の上で、居宅介護計画等を定め、その実施状況を評価します。居宅介護計画書等は書面にてご本人・ご家族に説明の上交付します。

9.苦情の受付

当事業所のサービスについて、ご不明な点や疑問、苦情がございましたら苦情窓口までご連絡なく申し出てください。迅速かつ適切に対応いたします。

当事業所の相談 苦情受付窓口	担当者：サービス提供責任者 河崎寛子 <u>電話受付</u> 受付時間：月曜～金曜 8：30～17：30 （但し、祝日及び12/31～1/3までは除きます） 電話：080-7283-1163 <u>メール受付</u> 受付時間：365日24時間 アドレス： and00928@outlook.jp		
第三者委員会	株式会社オーバー代表取締役 宮川 拓也 〒524-0012 守山市播磨田町47-5 電話：077-535-9091		
行政機関の相談 苦情受付窓口	行政機関名	受付日時	電話
	守山市役所 守山市健康福祉部 障害福祉課	月曜～金曜	077

	〒524-0013 守山市吉身二丁目5番22号	8:30~17:15	582-1168
	栗東市役所 社会障がい福祉課 障がい福祉係 〒520-3015 栗東市安養寺1丁目13-33	月曜~金曜 8:30~17:15	077 551-0113
	野洲市役所 健康福祉部 障がい福祉課 〒520-2395 野洲市小篠原2100番地1	月曜~金曜 8:30~17:15	077 587-6087
	滋賀県運営適正化委員会 (あんしん・なっとく委員会) 〒525-0072 草津市笠山七丁目8-138 県立長寿社会福祉センター内	月曜~金曜 9:00~17:00	077 567-4107
	草津市役所 健康福祉部 障害福祉課 〒525-8588 草津市草津三丁目13番30号	月曜~金曜 8:30~17:15	077 561-2363
	湖南市役所 健康福祉部障がい福祉課 〒520-3288 湖南市中央一丁目1番地	月曜~金曜 8:30~17:15	0748 71-2364

10.緊急時及び事故発生時の対応

当事業所の居宅介護等サービス提供中にご本人の体調の変化やその他緊急事態が生じた場合は速やかに主治医、救急隊及びご本人にかかる管理者、サービス提供責任者、ご家族に連絡するなどの必要な措置を講じます。

当事業の居宅介護等サービス提供により事故が発生した場合は、ご家族や市、指定相談事業所などの関係機関に連絡するとともに賠償すべき事項が発生した場合には損害賠償を速やかに行います。また、安全管理体制を強化し、事故の状況を把握、原因の分析、改善策を検討し事故の発生及び再発防止に努めます。

11.感染症及び非常災害対策

感染症及び非常災害対策に備えて、責任者を定めて計画の策定や委員会の設置、指針やマニュアルなどの整備や定期的な研修や訓練を実施します。また、発生の際には、その事業が継続できるように他の社会福祉施設と連携及び協力を行う体制を構築するよう努力します。万が一、特別警報などが発令された場合は、他居宅介護事業所など関係機関と連携

し協力体制を構築し対応します。状況により、サービスの時間の変更や中止せざる得ない場合もあります。

12.個人情報の取り扱い

事業者が知り得たご本人の個人情報については、当事業所でサービス提供以外の目的では使用しないものとします。外部への情報提供については、必要に応じてご本人及びご家族、代理人の了解を得るものとします。また、従業者であった者が従業者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持すべき旨を定めるものとします。

13.身体拘束の禁止

事業者は、ご本人に対する身体拘束その他の行動を制限する行為は行いません。但し、ご本人の生命または身体の保護をするために緊急やむを得ない場合には、「身体拘束等の適正化のための指針」に基づき、身体拘束の内容、理由、拘束時間、期間などを説明した記録、経過観察記録を整備し、委員会にて協議を行い決定します。

14.人権擁護及び虐待防止

当事業所は、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）に基づき支援するものとし、利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会を定期的に開催します。また、虐待防止のための指針を整備し、それに関する研修を定期的実施し、担当者を設置します。

15.衛生管理

当事業所は、ご本人が使用する什器については衛生的な管理に努めます。食中毒や感染症が発生・蔓延しない様必要な対応を行います。

16.損害賠償

当事業所のサービス提供により賠償すべき事故が生じた場合には、損害賠償を速やかに行います。但し、ご本人の故意または過失が認められた場合には、ご本人のおかれた心身の状況を配慮して相当と認められた時に限り、損害賠償を減じることができるものとします。事業者は自己の責に帰すべき事由がない限り賠償責任を負いません。以下の項目に該当する場合には、事業者は損害賠償を免れます。

- ①ご本人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴の重要事項について故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことが起因して損害が生じた場合。
- ②ご本人が、サービス実施のために必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことが起因して損害が発生した場合。

③ご本人の急激な体調変化など、事業者に依るサービスを原因としないことにより損害が発生した場合。

④ご本人が、事業者及びヘルパーの指示・依頼に反し行った行為が起因して損害が発生した場合。

* 損害賠償保険はあいおいニッセイ同和損保にて対応いたします。

17.その他

- ・ご本人及びそのご家族が利用料金の支払いを3か月以上遅延し、支払い勧告したにも関わらず30日以内に支払いがない場合、またはご本人やそのご家族がサービス従業員に対してサービス継続しがたいほどの背信行為、迷惑行為を行われた場合は、契約を終了させていただく場合があります。
- ・事故及びトラブルを避けるため貴重品や必要以上の現金の持ち歩きはご遠慮ください。
- ・事業者もしくは従業員に対して、サービスの利用の代償としての金品その他の財産上の利益の供与は禁止されています。
- ・サービス中、事業者及び従業員に対する執拗な宗教活動及び政治活動の他、勧誘など迷惑となる行為はご遠慮ください。
- ・当事業所では、第三者評価の実施は行っていません。

令和 年 月 日

居宅介護サービスについて、本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

事業所

所在地：滋賀県守山市下之郷三丁目 13 番 11 号
事業所名：居宅介護事業所あんど

説明者：職名

氏名 _____ 印

私は、本書面にて事業者から居宅訪問介護サービスについて重要事項の説明を受けました。

本人

住所：

氏名 _____ 印

代理人（続柄 _____）

住所：

氏名 _____ 印